

番号	意見	意見に対する考え方
1	<p>(1) 上位計画の位置づけは「拠点」（計画書 p25）のみなのでしょうか。</p> <p>第 6 次白岡市総合振興計画では適正化計画の策定に向けて以下のように記載しています。</p> <p>【総合振興計画の記載内容】</p> <p>4 鉄道駅を核としたコンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や高齢化に対応したまちづくりを進めるため、「立地適正化計画」を策定します。 ● 「立地適正化計画」の策定により、地域に合った都市機能と居住機能の誘導を図り、コンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを進めます。 <p>この上位計画に位置づけている総合振興計画で表現している「コンパクトシティのまちづくり」または「コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり」の表現を「立地適性計画」に記載していない理由はなぜでしょうか。</p> <p>(2) 「蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は上位計画でしょうか。</p> <p>こもればの森での説明会の際に、「県の上位計画」との説明でしたが、計画書の p27 に示している「拠点」のみでしょうか。拠点のみでしたら、総合振興計画でも鉄道駅を核としたコンパクトシティと記載しており、特に上位計画として位置づける必要性がないように思います。例えば、生活拠点として位置づけている「蓮田スマート IC 周辺」を生かした立地適正化計画ならば必要かと思えます。</p>	<p>(1) のご意見について</p> <p>立地適正化計画は、総合振興計画に記載されている「コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり」を具体化するための計画です。</p> <p>立地適正化計画では、拠点に都市機能を集約するための区域や誘導する施設を定めるとともに、都市機能や居住の誘導、公共交通に関する施策など、コンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを進めるための具体的な方針や取組を定めるものであるため、計画の内容としては、目的となる「コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり」という表現は記載しておりません。</p> <p>なお、一般的な事項を記載する立地適正化計画策定の背景・目的において、「コンパクト+ネットワーク」の考えによるまちづくりを進めるために、立地適正化計画を策定することを記載しております。</p> <p>(2) のご意見について</p> <p>白岡市は、蓮田市とともに、蓮田都市計画区域に指定されており、一市町村を超える広域的な観点から、埼玉県が蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めております。</p> <p>都市再生特別措置法第 8 1 条第 1 7 項において、立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想（総合振興計画）と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めるとされていることから、上位計画として位置付けています。</p>

<p>(3) 計画書としての表現として「誘導すべき施設」など「〇〇べき〇〇」16か所あるが、法的に決まっている事項「納付されるべき市税」などの使用については決定事項であり、「べき」でよいと考えるが、施策の計画として進める内容を「誘導すべき施設」ではなく「誘導する施設」が読んでいてスムーズであった。</p>	<p>(3) のご意見について</p> <p>都市再生特別措置法において、「誘導すべき区域」や「誘導すべき施設」という文言になっていたのが、計画においても同様の表現としましたが、ご意見のとおり、計画書の文章としての分かりやすさを考慮し、「誘導する施設」に見直します。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------